

レビューキャップ制度における 労務費単価や物価等の上昇の取扱いについて

第70回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2025年10月22日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 本会合にて御議論いただきたい事項

- 本日は、資料3－1において、送配電網協議会より、以下の点について御説明いただいたところ。
 - 代表的な個別の件名等の状況に基づいた物価等上昇の要因の検証
 - 2024年度の物価等上昇影響額の試算
 - 第1規制期間における収支の見通し
- 上記を踏まえ、本日の会合では、レベニュー・キップ制度における物価等上昇の取扱いに関するこれまでの状況を整理した上で、第1規制期間における物価等上昇の取扱いに関する論点について、御議論いただきたい。

2. これまでの状況 (第1規制期間の制度設計・審査時の議論)

- レベニュー・キップ制度の第1規制期間（2023～2027年度）の制度設計の検討が行われた2021年時点において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み分の原価算入を認めるかどうかについて議論された（第5回料金制度ワーキング・グループ、2021年9月13日）。
- その際、海外においては物価等上昇が制御不能扱いとなっていることを踏まえれば、原価算入を認めることも考えられるものの、検討当時（2021年）の物価変動は、実態として極めて小幅であること等も踏まえ、**まず第1規制期間においては、原価算入を認めないこと**と整理するが、**今後については引き続き、実績推移等も確認しながら検討を行っていく**とされた。
- 上記の議論を踏まえ、レベニュー・キップ制度の中間とりまとめ（同年11月）においても同様の整理とされた。
- その後、第1規制期間の託送料金審査が行われた2022年には、至近の物価変動の情勢変化を受け、第2規制期間に向けて、第1規制期間の物価等上昇影響等も総合的に勘案した上で、その設定の在り方を検討すべきとの指摘をいただいたところ。

【参考】制度設計の今後の検討の方向性でいただいた御意見

- レベニュー・キヤップ制度の第1規制期間（2023～2027年度）の制度設計の検討が行われた第5回料金制度ワーキング・グループ（2021年9月13日）において、委員・オブザーバーにいただいたコメントは以下のとおり。

（川合委員）

1つ気になっていたのが、エスカレーション、13ページのところの記載なのですが、今、御案内だと思いますけれども、約10年ちょっと前が、例えば最低賃金でも800円を切っていたわけですが、つい最近、今年の7月かな、発表されたものだと、東京都だと1,041円になるという形で、約25%近く最低賃金も上がるという状況です。物価がそんなに上がっているのですけれども、今後は政府も賃金を上昇させていくこうという方針がある中で、効率化を求め過ぎるとこれは人件費の問題に響いてしまうなという気が私はしております。その意味で言うと、今回こういう形でスマートスタートでスタートするということもあり、今回は別にエスカレーション制度を入れる必要はないと考えておりますが、今後、インセンティブを積み増し、加えて効率化係数も高く求めるということになれば、このエスカレーションもちょっと考えなければいけないと。とりわけ、技術者が減ってきて、今いろいろな作業員の人件費は非常に上がっているというのは、もう皆さんよく御存じだと思います。この辺のことによくよく考えていただければなというふうに思いました。

（松村委員）

エスカレーションについては、ここに書かれていることはもっともですが、もう一度過去の経緯を思い出してください。ここで書かれていることはもっとものだけれども、こういう議論が出てきたのは、賃金が上がり始めて、あるいは物価が上がり始める局面で初めて事業者のほうからも強く言われるようになったわけですが、その前、ずっと長い期間、デフレの期間、賃金の水準も全体として下がっていて、それで物価も下がっているという局面では事業者は全く知らんぷりをしていた。それによって料金を改定するなどということはしないで、その利益は自分たちで享受していたのにもかかわらず、上がる局面になったらそれは料金に反映されて当然だという議論は、間違っているとは言わないけれども、消費者にそんなに簡単に受け入れられるのか、ということについては、もう一度よく考える必要があると思います。いずれにせよ、賃金の水準が大幅に上がるときに、それでも原価算入を認めなければ事業がサステナブルではなくなりますから、その点はきちんと考えなければいけない。今回の事務局の提案は、そういう意味では上げるという余地は残しながら、それでも第1規制期間においては認めないという整理は、これはこれで合理的であると思いました。

【参考】制度設計時の整理（中間とりまとめ）

- 前頁の議論を踏まえ、レビューキャップ制度の中間とりまとめ（2021年11月）においても同様の整理とされた。

収入上限への算入を認めない費用

託送料金制度（RC制度）中間とりまとめ
詳細参考資料（2021年11月24日）一部加工

- 現行の託送料金制度において原価算入が認められていない以下の費用について、レビューキャップ制度においても、同様の扱いとすることを基本とする。

①

- 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費

②

- 電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（例：交際費、政治献金、書画骨董等）

③

- 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用

④

- 制度的に原価等に算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）

⑤

- 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）

収入上限への算入を認めないことを基本とするが、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に算入を認めるとともに、個別査定を行って費用の妥当性を検証する。

収入上限への算入を認めない。
※また、左記の費用に加え、役員給与については不適切な支出が含まれていないかという観点から、収入上限に算入することの適切性を確認する。

レビューキャップ制度において、規制期間として5年間を設定することや、海外においてはエスカレート制御不能扱いとなっていることを踏まえれば、原価算入を認めることも考えられる。ただし、現状におけるエスカレートは実態として極めて小幅であることを踏まえ、まず第1規制期間においては、原価算入を認めないとすると、今後については、引き続き実績推移等も確認しながら、検討していくこととする。

【参考】第1規制期間審査時の指摘事項

- 第1規制期間の審査が行われた2022年には、至近の物価変動の情勢変化を受け、第2規制期間に向けて、第1規制期間の物価等上昇影響等も総合的に勘案した上で、その設定の在り方を検討すべきとの指摘をいただいた。

第30回料金制度専門会合
資料3（2022年12月26日）

8. エスカレーション費用の算入に係る指摘

- 第19回会合において、複数の委員から、第1規制期間において収入の見通しへの算入を認めていない費用のうち、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）の算入については、第1規制期間中における物価上昇等などエスカレーションに関する影響（弊害）等も総合的に勘案した上で、その設定の在り方を検討すべきとの指摘があった。

第19回料金制度専門会合
(松村委員)

私自身が受けた印象は、エスカレーションを入れないことをいつまでも続けてはいけないかもしれないということを感じました。この後、第2規制期間では、ある種の物価上昇に関して、それは事業者がコントロールできないというのはかなりの程度明らかで、それもかなりの大きなものができる可能性があるということを考えれば、第2規制期間に向けては早めにエスカレーションを入れる方向で検討し、どういう格好で入れると弊害が小さいのかということを考える必要がある。

第19回料金制度専門会合
(圓尾委員)

鋼材価格が上がっています、それだけじゃなく全般にインフレが今かなりの勢いで起きている局面ですから、華表委員や松村委員がおっしゃったように、エスカレーションはどこかできちと議論する必要があるだろうと思います。第1規制期間については、話し合ってお互い納得したルールがあるので、これに従って諦々とやるべきだと思いますけれども、大きなインフレが起きたときにどう対応するかということに関しては、早めに整理しておくほうが事業者の皆さん安心にもつながると思います。第2規制期間を待たずに早く議論すべきだと思います。

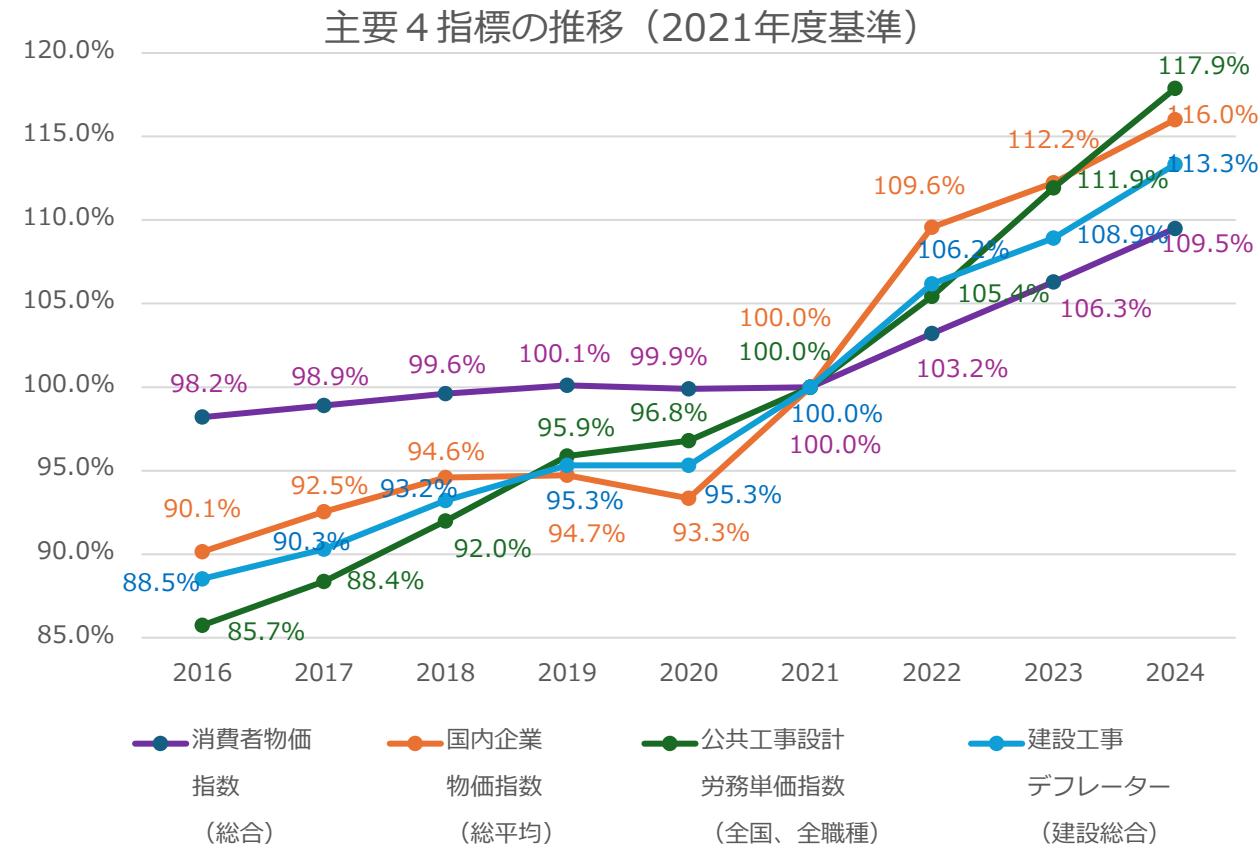
第19回料金制度専門会合
(川合委員)

2020年度ぐらいから鉄骨価格などもここ2年ぐらいでトン当たり約4万円とか5万円とか値上がりしています。これだけ値上がりすると、2021年時点ではそこまで値上がりしていなかったと思いますが、現在では鉄鋼の価格がかなり上がっています。これは、鉄鉱石と原料炭の価格が上がったというせいもあるんですけれども、先ほどのお話にもあったように、エスカレーションの話というのはどこかでやる必要があるかなとは私も思います。ただ、その議論をする前に、まず採録期間として各社が何を基準にしたのか、あるいは今回の計算のベースになった原材料価格、例えば鉄骨の価格とかはいつの時点の価格を取ったのかお伺いします。

2. これまでの状況

(その後の状況の変化①：物価関連指標の上昇)

- 前述のとおり、第1規制期間においては物価の変動見込み分の原価算入を認めないと整理されたが、特に**2021年度以降、消費者物価指数等の物価関連指標が顕著に上昇**。



2. これまでの状況

(その後の状況の変化②：工事施工会社等の賃金上昇の必要性)

- また、近年では、中小・小規模事業者の賃金向上が大きな政策アジェンダとなる中で、一般送配電事業者は、契約先の工事施工会社等の賃金上昇の必要性に迫られている。
- 本年6月に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版』においても、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進を図る上で、電力の託送料金に関するレベニューキャップ制度についても、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用を適切に変更することが必要とされている。

令和7年6月13日 閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

(中略)

・電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。

2. これまでの状況

(一般送配電事業者における物価等上昇の影響の顕在化)

- 前頁までのような状況を踏まえ、一般送配電事業者においても、第1規制期間における物価等上昇の影響が顕在化。
- 2023年度の期中評価及び第65回会合（2025年4月15日）での送配電網協議会のプレゼンテーションでは、物価等上昇影響が一定程度顕在化している状況を御確認いただき、第66回会合（同年5月29日）において、物価等上昇の制度措置の今後の検討の方向性について御議論いただいた。
- さらに、2024年度の期中評価においては、第69回会合（同年10月1日）の**投資計画の評価**において、計画どおり竣工した工事において承認額を上回る実績額が生じるなど、**2024年度においても物価等上昇の影響が顕在化**している状況が確認された。
- また、**2024年度の費用実績**（次頁参照）においても、**物価等上昇の影響が費用額ベースで10社合計1,749億円**生じていることを確認している。

【参考】 【10社】 2024年度の費用実績（サマリ）

- 全10事業者の2024年度の費用額は、以下のとおり。費用の実績のうち、物価等上昇の影響が一定程度顕在化していることを確認した（10社合計1,749億円）。

※ 費用計画の期中評価（各項目ごとの乖離要因の分析・評価）については、次回以降の会合で説明予定。

<10事業者の費用実績（サマリ）>

単位：億円

事業者	2024年度					経過年数累積				
	①承認額※1	②実績額※1	③乖離値 (②-①)	④乖離率 (③÷①)	物価等上昇 影響額※2	⑤承認額※1	⑥実績額※1	⑦乖離額 (⑥-⑤)	⑧乖離率 (⑦÷⑤)	物価等上昇 影響額※2
北海道NW	1,949	1,981	+33	+1.7%	83	3,889	3,927	+38	+1.0%	121
東北NW	4,799	4,872	+73	+1.5%	186	9,355	9,421	+66	+0.7%	251
東京PG	14,595	14,941	+347	+2.4%	623	28,841	29,126	+285	+1.0%	915
中部PG	6,266	6,282	+16	+0.3%	196	12,280	12,225	▲55	▲0.4%	363
北陸送配電	1,486	1,336	▲150	▲10.1%	44	2,878	2,775	▲102	▲3.5%	74
関西送配電	7,110	7,252	+142	+2.0%	222	14,100	14,176	+76	+0.5%	342
中国NW	3,118	3,102	▲16	▲0.5%	136	6,073	5,996	▲77	▲1.3%	212
四国送配電	1,565	1,551	▲14	▲0.9%	78	3,079	3,054	▲25	▲0.8%	121
九州送配電	4,854	5,095	+241	+5.0%	156	9,595	9,948	+353	+3.7%	270
沖縄電力	668	682	+13	+2.0%	26	1,302	1,310	+8	+0.6%	37

※1 収入上限のうち、控除収益・事業報酬・追加事業報酬を除いた金額

※2 物価等上昇額は、各社が算定可能費用に対して試算した金額

【参考】2023年度影響額の再算定の影響額

- 第65回会合（2025年4月15日）において、一定の方法で、各社の物価等上昇影響額を試算（再算定）し、送配電網協議会が取りまとめた結果は以下のとおり。なお、投資は費用ベースではなく投資額ベースでの試算であることに留意。

第65回料金制度専門会合
資料3-2 (2025年4月15日)

【対象費用及び算定方法を統一した物価等上昇の2023年度影響額】

単位：億円

	査定区分	北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	合計
費用	OPEX ^{※1}	+6.8	+2.8	+89.2	+7.6	+2.5	+16.2	+9.5	+2.5	+30.3	+3.2	+170.6
	CAPEX ^{※2} (委託費・諸費)	—	—	+2.9	+0.1	+0.7	—	—	—	+8.7	+0.1	+12.6
	その他費用	+11.9	+19.2	+126.6	+51.8	+8.3	+23.5	+21.7	+15.6	+25.8	+3.9	+308.5
	次世代投資費用 ^{※2}	—	—	+0.4	+0.0	+0.3	+0.1	+0.5	—	+1.7	+0.0	+3.0
	費用合計	+18.7	+22.0	+219.1	+59.6	+11.9	+39.8	+31.7	+18.2	+66.5	+7.3	+494.7
投資	CAPEX	+48.8	+111.8	+233.8	+186.8	+33.2	+138.7	+86.9	+39.4	+110.6	+14.6	+1,004.5
	送電	+11.4	+7.5	+1.3	+3.4	+1.6	+3.3	+3.9	+0.8	+10.2	+0.9	+44.4
	変電	+5.5	+16.3	+10.3	+9.4	+3.4	+19.8	+11.7	+3.1	+11.8	+4.2	+95.5
	配電	+30.7	+79.1	+210.0	+165.0	+25.0	+113.5	+69.5	+34.0	+65.9	+8.8	+801.6
	その他投資 ^{※2}	+1.2	+8.9	+12.2	+9.0	+3.1	+2.1	+1.8	+1.5	+22.6	+0.7	+63.0
	次世代投資 ^{※2}	+0.5	—	+0.6	+1.8	+0.9	+2.7	—	+0.1	+0.9	+0.1	+7.7
	投資合計	+49.3	+111.8	+234.4	+188.6	+34.1	+141.4	+86.9	+39.5	+111.5	+14.7	+1,012.2
合計		+68.0	+133.8	+453.5	+248.2	+46.0	+181.2	+118.6	+57.7	+177.9	+22.0	+1,506.9

※1 OPEX：例えば、2023年度期中評価時は人件費を含んでいなかったが再算定時には算出に追加する等、事業者ごとに算定項目が増減している。

※2 CAPEX（費用）、次世代投資費用、CAPEX（その他投資）、次世代投資：2023年度期中評価時は、事業者によっては算定に含んでいなかったが、再算定時には算出に追加。

【参考】物価等上昇の取扱いにかかる検討の方向性①

- 第66回会合（2025年5月29日）において、委員からの意見・コメントを踏まえ、①客観的な指標の適用、②検討作業の進め方、③第1規制期間への制度措置の適用の必要性について御審議いただいた。

第66回料金制度専門会合
資料5（2025年5月29日）

3. 前回の意見に対する検討の方向性

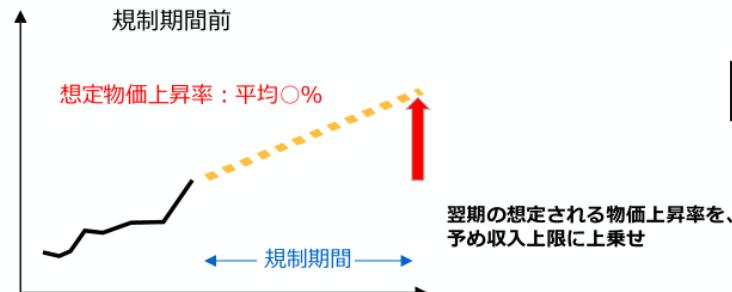
（1）客観的な指標の適用

- レベニュー・キャップ制度に物価等上昇の影響を反映させるかの検討にあたり、一般送配電事業者の申請金額をベースとするのではなく、客観的な指標を用いてマクロ的に検討をしていくべき
- 今後の制度検討にあたっては、一般送配電事業者が算定した変動率ではなく、客観的な指標を用いる方向で検討してはどうか。
- 具体的には、例えば、第2規制期間においては、適用する指標や費用項目を特定した上で、規制期間開始前に、過去のトレンドや公的な予測等を基に、規制期間中の指標の変動想定値を予め収入上限に反映し、規制期間終了後に、指標の変動実績値との差分を調整する方法等が考えられるか。

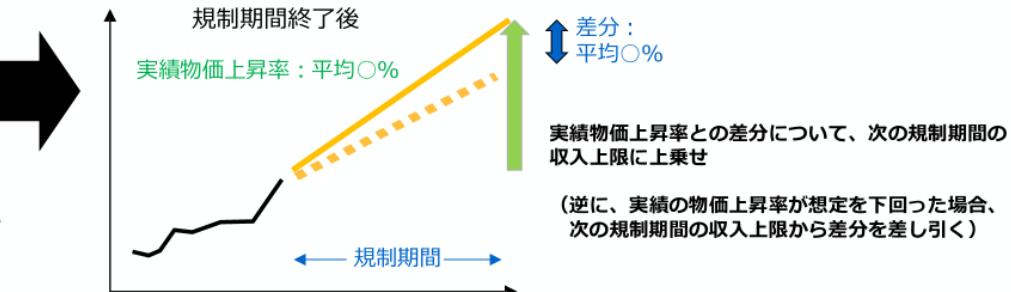
※なお、こうした制度措置に伴い、例えば、竣工・実施時期が当初想定より遅れた件名の取り扱い等についても、検討が必要ではないか。

＜物価等上昇の反映方法の案（例）＞

①過去のトレンドや公的な予測を基に、物価指標の将来変動分を想定し、予め収入上限に反映



②規制期間終了後に、指標の実績値との差分について次の規制期間の収入上限で調整



【参考】物価等上昇の取扱いにかかる検討の方向性②

第66回料金制度専門会合
資料5（2025年5月29日）

3. 前回の意見に対する検討の方向性

（2）検討作業の進め方

- ▶ 今後の検討作業においては、物価等上昇の要因分解や影響額算定の精緻化の目的を明示したうえで、制度措置に向けて必要な作業範囲について、一般送配電事業者の負担に留意しつつ検討すべき
- ▶ 消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき（送配電部門の会計上の利益への影響検証等）

- （1）の適用指標の検討等を行う上で、一般送配電事業者が行う物価等上昇の影響額（※）に関するマクロ的な試算の信頼性が一定程度確保されることが必要と考えられる。
※なお、物価等上昇の影響額の反映にあたっては、投資額ベースではなく費用額ベースで検討することが必要と考えられる（次頁以降参照）。
- また、国民に対して納得感のある合理的かつ適切な検証を行う観点からは、代表的な個別件名等において、一般送配電事業者の都合による費用増加が含まれていないこと等の確認を行うことも必要ではないか。
- 以上を踏まえ、一般送配電事業者の作業負担を考慮しつつ、今後、前回事務局が指摘した、代表的な個別件名等における物価等上昇の要因の検証や、2024年度の期中評価に向けた算定方法のさらなる統一化・精緻化を行うこととしてはどうか。

3. 前回の意見に対する検討の方向性

（3）第1規制期間への制度措置の適用の必要性

- ▶ 第2規制期間に向けた課題検討はもちろんのこと、必要性が認められるのであれば、第1規制期間への制度措置の適用も視野に入れて検討すべき
- ▶ 【再掲】消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき（送配電部門の会計上の利益への影響検証等）
- 第1規制期間への制度措置の適用の必要性については、消費者が足元の電気料金の値上がりに対して敏感になっているとの意見も踏まえて、その必要性について合理的かつ適切な検証を行うことが必要。また、既に開始された規制期間への遡及適用となることの考え方の整理も必要となる。
- まずは、委員からも指摘のあった、送配電部門の会計上の利益への影響検証等を行いつつ、第1規制期間への制度措置の適用の必要性等について今後検討していくはどうか。

【参考】2024年度の投資計画における物価等上昇影響

- 第69回会合（2025年10月1日）において、2024年度の投資計画においても、物価等上昇影響が顕在化していることを御確認いただいたところ。

第69回料金制度専門会合
資料4-1 (2025年10月1日)

投資計画（物品費単価、労務費単価要因）1/2

- 第65回料金制度専門会合（2025年4月15日）において物価等上昇影響額算定に関する事務局からの指摘事項を踏まえ、全事業者で統一した算定手法で物価等上昇の影響額を算定した結果および主な上昇要因は以下のとおり。（なお、下記の金額は費用額ではなく、投資額である。）
- 2024年度も、2023年度に引き続き、多くの事業者において、物品費・工事費の増加が見られ、特に配電においては投資の達成傾向に比例して増加傾向が顕著であった。

単位：億円

事業者	上段：FY24、下段：経年累積				FY24の主要要因分析 ^{*1}
	送電	変電	配電	合計	
北海道NW	+13.4	+9.3	+65.8	+88.5	【配電】その他設備（更新）の増 +24.3 (+20.6%) 需要・電源対応－物品費の増 +17.0 (+44.5%)
	+24.8	+14.8	+96.6	+136.1	
東北NW	+13.9	+51.0	+169.7	+234.6	【変電】ローカル系統 その他設備の増 +44.3 (+33.7%) 【配電】その他設備（更新）の増 +59.9 (19.9%)
	+21.4	+67.3	+248.8	+337.5	
東京PG	+58.1	+3.9	+401.9	+463.9	【配電】その他設備（更新）の増 +176.3 (+21.5%) 需要・電源対応－物品費の増 +85.7 (+25.0%)
	+59.4	+14.1	+612.0	+685.5	
中部PG	+8.4	+24.3	+127.7	+160.4	【配電】その他設備（更新）の増 +47.0 (+12.7%) 需要・電源対応－物品費の増 +33.2 (+18.7%)
	+11.8	+33.8	+292.6	+338.2	

*1 主な要因分析は、増加額の大きい要因を送電・変電・配電まとめて上位2件選定し、分析している

投資計画（物品費単価、労務費単価要因）2/2

単位：億円

事業者	上段：FY24、下段：経年累積				FY24の主要要因分析 ^{*1}
	送電	変電	配電	合計	
北陸送配電	+5.2	+4.6	+31.4	+41.2	【配電】その他設備（更新）の増 +8.6 (+12.3%) 需要・電源対応－物品費の増 +7.8 (+30.4%)
	+6.8	+8.0	+56.5	+71.3	
関西送配電	+22.5	+35.4	+113.3	+171.2	【変電】ローカル系統 その他設備の増 +27.7 (+11.9%) 【配電】その他設備（更新）の増 +67.8 (+12.9%)
	+25.8	+55.2	+226.8	+307.9	
中国NW	+32.1	+24.7	+100.8	+157.5	【配電】その他設備（更新）の増 +34.8 (+16.7%) 需要・電源対応－物品費の増 +28.2 (+34.2%)
	+36.0	+36.4	+170.3	+242.6	
四国送配電	+2.6	+16.4	+54.4	+73.4	【変電】ローカル系統 その他設備の増 +14.0 (+25.3%) 【配電】その他設備（更新）の増 +19.0 (+22.8%)
	+3.4	+19.4	+88.4	+111.3	
九州送配電	+13.1	+13.2	+98.4	+124.7	【配電】その他設備（更新）の増 +36.7 (+15.8%) 需要・電源対応－物品費の増 +32.2 (+27.8%)
	+23.3	+25.0	+164.3	+212.6	
沖縄電力	+2.8	+8.8	+22.4	+34.0	【変電】ローカル系統 その他設備の増 +5.5 (+21.6%) 【配電】その他設備（更新）の増 +9.6 (+22.3%) 需要・電源対応－物品費の増 +5.5 (+36.0%)
	+3.7	+13.0	+31.2	+48.0	
合計	+172.1	+191.6	+1,185.9	+1,549.5	-
	+216.5	+287.1	+1,987.5	+2,491.1	

*1 主な要因分析は、増加額の大きい要因を送電・変電・配電まとめて上位2件選定し、分析している

52

53

3. 検討が必要な論点

- レベニュー・キャップ制度の第1規制期間における物価等上昇の取扱いに関し、今後検討が必要な論点としては以下が考えられる。
- このうち、本日は、①第1規制期間での制度措置の要否、及び対象とする場合の年度、②第1規制期間において制度措置の対象とする投資量、③制度措置の反映方法についてご議論いただきたい。

今後検討を要する論点

- ①第1規制期間での制度措置の要否、及び対象とする場合の年度
- ②第1規制期間において制度措置の対象とする投資量
- ③制度措置の反映方法
- ④適用する指標
- ⑤物価等上昇影響額算定の基準年度
- ⑥制度措置の対象とする費用項目

本日御議論いただきたい論点

論点①：第1規制期間での制度措置の要否、及び対象とする場合の年度

- 送配電網協議会からの説明があったとおり、2023年度・2024年度においても一定の物価等上昇の影響が確認されている。こうした状況が継続した場合、**今後、一般送配電事業者が必要な投資量を確保できなくなるといった事態や、工事施工会社等への適切な賃上げが行えず、施工力の維持が困難となるといった事態が生じかねず、ひいては、電力の安定供給に支障をきたすことも懸念される。**
- こうした昨今の状況変化を踏まえ、これまでの会合において、**複数の委員から、第1規制期間を含めて、物価等上昇に関する制度措置を行うことに肯定的な意見があつたことも踏まえ、制度措置を行うことを具体的に検討してはどうか。**
- 一方で、**対象とする年度について、仮に制度措置の対象を2023年度まで遡るとすると、消費者が負担する託送料金へ与える影響が大きくなることが懸念される。**これまでの会合において、委員からも、消費者が物価高の波に直面している中で理解と納得感を伴った対応策にするべきという意見や、既に終了した年度に制度措置を適用することは相対的にハードルが高い遡及適用となるといった意見があつた。こうした指摘を踏まえれば、**第1規制期間において対象とする年度については、範囲を限定した慎重な検討が必要ではないか。**
- この点、送配電網協議会からの説明によれば、物価等上昇の影響は第1規制期間の後年度にかけて更に拡大する見通しであり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢とされている。こうした状況も踏まえ、**第1規制期間における対象年度は、2026年度及び2027年度の2年間に限定してはどうか。**

【参考】制度措置の今後の検討の方向性でいただいた御意見①

- 第66回会合（2025年5月29日）において委員・オブザーバーにいただいたコメントは以下のとおり。

<物価等上昇の影響額の検証に関する御指摘>

(河野委員)

消費者は今、暮らしのあらゆる場面で値上げの波に直面していますので、現行制度では認められていないエスカレーションの算入を、簡単にそうだよねと受け入れる余裕がないというのも明らかです。他方、先般のスペインでの大停電、原因は私もよく理解していませんけれども、あんなふうな形で報道を耳にすると、日々の生活の基盤となる電気の安定供給に不可欠な送配電事業に関して、財務的な不安が大きくなるかもしれないと思うのもよろしくないのではというふうに思っています。できれば顧客にしっかりと、電気を届けるという送配電事業が担っている役割の重要さの周知と併せて、エスカレーションによる増額分を適正に反映することへの理解と納得感を伴った対応策にしていただきたいと思いますし、そこにスピーディ感というか、それは関係があるのかないのか、その辺りも少し問題意識を持っているところです。（中略）

各社の個別事情に配慮するというよりも、送配電事業全体にひとしく関わる工賃や物品の値上げについて、客観的な指標を用いてマクロ的に整理をしてくださるという、それは本当にそうしていただければと思います。

(新家委員)

納得感ある検証のために、「送配電部門の会計上の利益の影響検証等」というところで御記載をいただいているだけでも、こちらについては、まず実績の検証ですね。既に出ている送配電部門の各社の決算は、おおむね黒字の会社が多かったという状況にはなりますけれども、そこの中にはいろいろな一時要因とかの部分もあると思いますので、そういうものをちゃんと切り分けた上で、実際にインフレ影響がどう出ているか、まずは実績ベースで検証をするということと、ここでは、前回私もこれを申し上げたときに会計上の利益を念頭に発言を申し上げましたが、電力会社全体の経営状況という意味でいうと、利益はしっかり黒字が出ていても、キャッシュフローベースで相当な赤字が出ていると。つまり、大きな投資に対して単年度で稼いでいる収益では、キャッシュフローでは賄えない状況というのが割と近年続いている会社もちょっと出てきていますので、そういういたキャッシュフローフェースですね。先ほど投資の面にも目配せをするという御説明も事務局の方からいただきましたが、実績の検証の中ではキャッシュフローフェースでの状況、こういったところも視点としては持った上で検証していただくのがいいのかなというふうに思っています。

最後に併せてですが、基本的には実績の検証というのが一番客観的でいいのかなというふうには思っていますけれども、第1規制期間の残りの期間を見据えた上で、事業者としてどのくらいの事業報酬を見込めるのか、その中で、インフレ影響でどのくらい毀損するリスクがあるのかという将来の見通しの部分についても、ある程度見方を共有した上で検証するのも必要かなと思っています。

(松村委員)

第1規制期間への適用についても、正しく整理していただいたと思います。明確に言っていただきましたが、第1規制期間に適用するとすれば、適用するというか、第2規制期間に適用するものと全く同じものをやることではないと思いますが、ある種の調整をするというのは明らかに遡及適用だということを明確に言っていただいたことは、とてもよかったです。その性質をまず明らかにすることだと思います。（中略）

第1規制期間の中でまだ来ていない年度のものに関して適用するというレベルと、もう済んでしまったものに対してある種の救済をするというものと、第2規制期間のものというので、3つぐらい大きくカテゴリーが分かれると思うのですけれども、既に終わったものに適用するというのはハードルが最も高いという遡及適用だと思いますし、まだ支払いはされていないのだけれども第1規制期間の中に入っているというのが次にハードルが高いもので、第2規制期間のものは、遡及適用という縛りなくフラットに議論できるということなのだと思います。

【参考】制度措置の今後の検討の方向性でいただいた御意見②

<物価等上昇の影響額の検証に関する御指摘>

(大橋座長 ※第66回会合時は委員)

そもそも制度上、物価のエスカレーションについてここまで物価が上がるということを想定しなかった制度であるとするならば、私は、事後的であつたとしても、期中の立替払いも含めて何らかの措置があつてもいいと思いますが、基本的には、制度としてしっかり事業者が創意工夫をもつて投資をしていくことの本来の制度の趣旨があつたと思うので、そうしたことによれば、何らかの措置があつてもいいと思います。

(村松委員)

マクロ指標の適用、こちらを今回明確に示していただきました。事業者の方々が分析された内容を踏まえて、かつ客観性が担保できる公にされている指標を使うということは、国民の納得感を得やすいという観点で賛同いたします。今後、どの費目にどの指標を適用するのかということは、できるだけ実態に合致したものを今後検討していくことだと思いますので、送配電事業者の方々が分析された内容、実態に見合うものをきちんと検討していかなければと思っております。

【参考】前回会合でいただいた意見

- 第69回会合（2025年10月1日）において委員・オブザーバーにいただいたコメントは以下のとおり。

<物価等上昇の影響額の検証に関する御指摘>

(華表委員)

物価等上昇の影響の確認と必要に応じた制度措置の検討については、外的要因に対する対応ということで、今後必要な投資が行われていくためには必要なことだと思いますので、もちろん、今回御説明いただいたような効率化が行われていく前提ではあると思いますけれども、次回以降議論させていただくということに賛成です。

(河野委員)

送配電事業の健全で安心につながる持続可能性という観点から、送配電事業のサプライチェーンの維持対策については、手遅れにならない時点での手当てが必要かと思いますし、併せて納得のいく説明もお願いしたいというふうに思っています。

(新家委員)

外的要因としての物価上昇の影響を、今回も改めて各社平仄を合わせた形で分析をいただいて、それを踏まえて今後、次回以降の会議で第1規制期間を含めた制度措置の検討を実施してはどうかというこの御提案については、基本的に賛同したいと思います。

(村松委員)

第1規制期間を含めた制度措置の検討という点について、私も賛同いたします。会計面の影響のところを考えますと、業績に影響があつて赤字が実際に出ている、または今後も見込まれることと、その赤字が出ましたといったことを踏まえて、会計面で資産評価、例えば繰延税金資産とかのれんとか、こういったものがかなり厳しくなるというのが会計の実態としてございます。そうなってくると、負の連鎖で業績がどんどん悪くなってしまうこともあります。（中略）第1規制期間を含めた検討というのは、私は進めるべきだと考えております。

(松村委員)

予想よりもはるかに大きなインフレが起こるとかというようなことがあったときに、もう一切調整されないというルールだとすると、とてもリスクが大き過ぎる、資金の調達もできなくなるとか、そういうようなことというのは当然あるので、だから合理的な制度を設計しましょうということはあり得るし、第1規制期間前にそのような設計をすべきだったというような議論なら分かるのですけど、事後的に補償するという理屈に本当になっているのかということはちゃんと考える必要があると思います。

以前にも指摘しましたが、これは、私は明らかに溯及適用だ。もしインフレの影響というのを補正するということがあったとすれば、そもそもレベニュー・キャップという考え方からしても、明らかに溯及適用だ。あらかじめルールとして定めたものというのを調整するというのを超えてやるわけですから、溯及適用だというふうに思っています。

でも、溯及適用だからけしからぬと言うつもりはなく、これだけ大きな影響を与えているというのだから、溯及適用になるのだから相当慎重にやるべきだということは、私たちは考えなければいけないと思いますが、一定の手当てをするということ自体は合理的だと思いますので、事務局の提案というのはもっともだと思いますが、第2規制期間に向けてどういう制度を作り、どうやってリスクを低減するのかという話をするのと、第1規制期間内で補填するというのは全く違う話だということは、私たちはちゃんと認識しなければいけないし、第2規制期間に向けてこういうものを作らなければいけないという理屈で、第1規制期間も全く同様にしなければというような話というのは、かなり変な話なのではないかというふうに思います。

論点②：第1規制期間において制度措置の対象とする投資量

- 前回会合（2025年10月1日）において、送配電網協議会より、**投資量について、安定供給に支障をきたさないことを大前提として、計画策定時点からの情勢変化や至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画の見直しに取り組む**と説明があったところ。第1規制期間の制度措置についても、上記計画の見直しと整合させることが合理的と考えられる。
- 上記を踏まえ、**第1規制期間における物価等上昇の制度措置の対象とする投資量**については、**各事業者において見直された上記の投資量（の実績値）**としてはどうか。

今後の対応

第69回料金制度専門会合
資料4-2（2025年10月1日）一部加工

- レビューキャップ制度の趣旨を踏まえ、各社はこれまで期初計画の完遂を目指し、計画未達の主な要因である用地交渉の継続対応や停電調整の早期調整、工事件名の差替などに最大限取組んできた。
- 他方で、計画策定時点から一定期間が経過し、住宅着工件数の低下に伴う需要・電源対応工事の減少や、データセンター・半導体工場などの大規模需要の新設等による拡充工事が今後増加する見込みである等、事業環境が大きく変化している状況にある。
- このような状況を踏まえ、安定供給に支障をきたさないことを大前提に、事業者としては拡充・更新工事の至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画への見直しが必要と考えている。
- また、業界を挙げて更なる効率化の深掘りや施策の横展開により最大限の効率化を図っていくものの、足元の物価等変動影響を全て吸収することは困難であり、第1規制期間におけるエスカレ制度措置のご検討をお願いしたい。
- については、次回以降の料金制度専門会合において、2024年度までの物価等上昇の影響や今後の見通しについて説明させていただく。

3. 論点③：制度措置の反映方法

- 第1規制期間の制度措置の反映のタイミングについて、本会合での整理を踏まえた省令等の制度改正に一定の期間を要することに加え、事業者側でも投資量見直しの作業に一定の期間を要することを踏まえると、仮に2026年度分からの適用を行う場合でも、**実質的に2026年度期初からの料金反映は困難。**
- このため、反映の方法としては、第1規制期間で対象となる費用額について、**第2規制期間における翌期調整を行うことを基本**としてはどうか。ただし、**物価等上昇を理由とする期中調整を行うことを希望する事業者**については、**期中調整の申請を可能とする制度**としてはどうか。

※なお、**第1規制期間分の翌期調整のタイミング**については、料金をなるべく速やかに反映する等の観点も踏まえ、2027年度までの実績を踏まえて2029年度から行うのではなく、**2026年度の実績及び2027年度の見込み値**を踏まえて、**2028年度から（第2規制期間の初年度から）反映する方向**で整理することを検討してはどうか。

4. 今後の進め方

- 本日の議論を踏まえ、次回以降、他の論点（制度措置に用いる客観的な指標、基準年度、対象となる費用等）も含めて、さらなる検討を行っていくこととしてはどうか。